

(別紙 3)

機械設備概要

1 空調設備

- ・各居室に電気式空冷ヒートポンプエアコンを設置すること。
- ・機器設置及び配管工事を施すこと。
- ・室外機は、原則最寄りの外壁沿いに設置するものとする。
- ・空調設備は、トイレ・廊下を除く居室に設置すること。
(容量は適正基準を設定すること。)

2 換気設備

- ・各室に換気設備及び吸気口を設置すること。
- ・機械設置及びダクトを設置すること。
- ・必要な場所には、24 時間換気スイッチを設けること。

3 給排水設備

- ・該当箇所への衛生機器設置及び給排水管を施すこと。
- ・給水は既設給水管よりサドルにて分岐し、HIVP20A 配管を主とする。
また、流し台下に台下給湯器を置き、流し台を混合水栓とする。
- ・排水は汚水と雑排水を分け、管末部に掃除口を設ける。
- ・トイレは、別紙平面図の通りとし、洋風便器にはウォシュレット付きとする。

4 消防設備

- ・延べ床面積により、必要とされる消化設備を適宜設けること。
※所轄消防署との協議により変更となる場合があること。

5 共通事項

- ・機器、器具は、製造者の標準仕様とし、新品とする。(中古品不可)
- ・本施設の仕様は、モジュールはメーカー仕様によるものとし、その他必要に応じ協議の上、下記基準を準用する。
- ・特記なき事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議し決定する。